（国土交通大臣への通知）

第十七条　特定地方空港管理者は、指定をしたときは、遅滞なく、特定地方管理空港運営者の商号又は名称及び住所を国土交通大臣に通知するものとする。附則第十四条第十二項若しくは第十三項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第十二項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（検討）

第十八条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第九条の規定は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則に次の一条を加える。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第九条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第六条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十四条第一項第三号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第二項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十五条第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

附則第三条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第五条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則第八条第一項第二号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第十四条第二項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号ホ中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十四項中「第七条の二」を「第九条」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

政　令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十九号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第八条の二並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「第三十二条」を「第二十九条」に改める。

第七条第二十六号を同条第三十二号とし、同条第二十五号中「科学技術政策研究所」を「科学技術・学術政策研究所」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条中第二十四号を第三十号とし、第二十号から第二十三号までを六号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十二　基盤的研究開発（科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）、科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものの並びに科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの（他の府省の所掌に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二十三　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

二十四　放射線の利用に関する研究開発に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

二十五　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

第七条中第十八号を第二十号とし、第十四号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十三号中「国際交流」を「交流」に改め、同号を同条第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に関する事務の総括に関すること。

第七条第十二号の次に次の一号を加える。

十三　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。